

別記2 輸出産地形成事業計画実行等支援

第1 事業の実施方針

有機などの海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国・地域の求める農薬規制・衛生管理などに対応した生産・加工体制を構築する等の輸出産地形成を具体的に進めるための計画実行、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など輸出産地の形成を支援する。

第2 補助事業者等

1 補助事業者

本要領第2の1のとおりとする。

2 間接補助事業者

(1) 間接補助事業者は、次のいずれかに該当する者又は団体とする。

- ア 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割や組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できる者
- イ 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者
- ウ 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町村、独立行政法人日本貿易振興機構
- エ 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の間接補助事業者として、適当と認められるもの

オ (2)に規定する要件を備えた協議会

(2) (1)のオの協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ア 代表者の定めがあること。
- イ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- ウ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(3) 間接補助事業者は、次のアからオまでのいずれにも該当してはならない。

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- オ 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

第3 事業の内容と補助対象経費等

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国・地域の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するための輸出事業計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善その他本事業の趣旨に資する以下の1及び2の取組への支援を実施する。

1 プロジェクトの管理・運営

補助事業者は、次の事業を行うものとする。

2の(1)から(3)までの事業を実施する間接補助事業者への補助金の交付、本事業の管理運営等

(補助対象経費)

人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む。）、講師専門家・関係者等の招へい者の国内外における活動費、保険費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、資機材費、消耗品費、研修等参加費、輸送・保管費、役務費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、データベースライセンス費等

2 輸出産地形成事業計画実行等支援の実施

補助事業者は、採択された間接補助事業者が行う以下の取組について、その要する経費を補助するものとする。

(1) 生産・加工等の体制構築支援

輸出産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農薬規制や動植物検疫への対応、GAPの取組、HACCP等の導入、FSMA（米国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組等

(補助対象経費)

謝金、旅費、宿泊費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費、賃金、調査費、研修受講費、委託費、検査官等の招へい費、会場借料、資料購入費、資料印刷・製本費、通信・運搬費等

(2) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の実効性を高めるため、海外バイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、テスト輸送・テスト販売等による検証・改善を実施するPDCAサイクルを回す取組等

(補助対象経費)

謝金、旅費、賃金、会場借料、機材使用料、調査費、委託費、改良等に要する加工費、材料費、輸送費、通訳費、商談会等の出展費、海外バイヤー等の招へい費、使用料、通信・運搬費、資料印刷・製本費等

(3) その他支援

本事業の趣旨に資する取組（（1）及び（2）に該当しない取組）

- (4) (1) から (3) までの申請に当たっては、算出した本事業期間中における所要額の記載を要するが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されるので、必ずしも所要額とは一致しない。

また、補助対象経費に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当。例えば委託費の内訳としての人件費。）を計上する必要がある場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定すること。

なお、所要額については、千円単位で計上すること。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要領の第5の3の補助事業者が作成する事業実施規程で規定する交付決定前着手届により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (3) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (4) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (5) 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (7) (1) から (6) までに掲げる経費のほか、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 補助率

補助率については定額とし、1事業実施地区当たりの補助金額については、4.2百万円を上限とする。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

第4 採択基準等

1 事業の採択基準

採択基準は、次に定めるものとし、間接補助事業者は、事業実施計画が以下の採択基準を全て満たす場合に限り、本要領の第5の3の補助事業者が作成する事業実施規程に定める事業実施計画を各地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）に提出するものとする。

- (1) GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfpl.maff.go.jp/>）に登録していること。
- (2) 事業実施計画が、農林水産業全般に関する基本政策及び本事業の目的・趣旨に沿った内容になっていること。
- (3) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (4) 間接補助事業者が、日本国内に所在し、本事業全体及び交付した交付金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- (5) 間接補助事業者としての適格性を有すること。

事業実施計画の提出から過去3年以内に、適正化法第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等については、本事業に係る間接補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

なお、間接補助事業者の組織の財政基盤や運営の公開性及び透明性については、補助事業者が判断するものとする。

- (6) 令和6年度の本事業の間接補助事業者が、令和元年度から令和5年度までの本事業（※）において、3年間間接補助事業者となった者ではないこと。

※令和元年度から令和5年度までの本事業とは、令和元年度はグローバル産地づくり推進事業実施要領（平成31年3月29日付け30食産第5397号農林水産省食料産業局長通知）、令和2年度以降はGFPグローバル産地づくり推進事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知）に基づき実施した事業をいう。

- (7) 間接補助事業者は、早期の輸出の実現に向け、輸出産地サポーターやコンサルタント、輸出商社などの輸出に知見を有する者と連携した実施体制を構築していること。
- (8) 事業実施計画に間接補助事業者又は参画事業者（間接補助事業者とともに本事業に参画する農林漁業者又は食品事業者をいう。以下同じ。）の所得向上効果を記載し、その検証に応じることができる者であること。

2 事業の採択における配分基準

1で提出された事業実施計画について、国は別表に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる事項に従い算定された額を合計し、間接補助事業者へ配分する。

(1) 採択及び配分基準

事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、国はポイントが上位の事業実施計画から順に採択し、要望額に相当する額を間接補助事業者へ配分する。ただし、別表に掲げる各事業の評価項目で欠格となったものは採択しないものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、別表に掲げる評価項目のうち項目13と項目14の合計ポイントが高いもの、その次に要望額の小さい順に配分する。

(2) 留意事項

別表に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する審査基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。

事業実施計画には産地における課題を明確にし、その課題の解決に向けた計画策定を行うものとする。

特に以下の点については、採択の可否に影響するので留意すること。

- ①産地の戦略（計画）の策定を含まないか、実質的に主眼を置いていない提案
- ②実質的にプロモーションのみの提案
- ③産地として戦略的検討がされないまま、認証取得費用や特定の輸出先国・地域を念頭に置いた残留農薬検査費用の支援が主な提案
- ④現地販売法人設立や国内販売法人設立のための関連費用の支援が主な提案
- ⑤輸出産地化を図る「産地」の地理的範囲や主体を特定・想定できていない提案、また、産地における生産者との連携体制が整っていない提案
- ⑥規制がある輸出先国・地域向けの取組であり、実質的に輸出を行えない提案

第5 事業の成果目標等

事業の計画期間は2年以内とする。成果目標は輸出の増加額とし、目標とする時期は、事業年度別の事業計画最終年度の翌年度の1年間とする。ただし、特段の事情がある場合には、補助事業者と協議の上、事業年度別の事業計画最終年度の翌年度から起算し、5年以内を可能とする。

また、事業年度別の事業計画最終年度以前の各事業年度については、輸出事業計画の実施、計画の検証等による生産・加工体制の構築を行っている最中であり、輸出額の増加が発現しにくいことから、成果目標の設定については、事業実施計画に記載した取組の達成度とし、目標とする時期は、各事業年度とする。

併せて、本事業の成果目標として、目標とする時期における「間接補助事業者や参画事業者の役員報酬や従業員の給与・賞与の金額」又は「事業に参画し輸出産品を供給する農林漁業者に支払われる輸出向け仕入単価及び輸出向け仕入数量」の向上に係る目標を設定すること。

第6 事業実施に関する留意事項

- 1 補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

間接補助事業者は、交付等要綱第33の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施状況報告書を作成し、補助事業者に提出するものとする。

なお、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出も必要なので留意されたい。

2 事業成果の報告

本事業の取組について、補助事業者は、第5に規定する事業の計画期間最終年度の翌年度から成果目標とする時期までの間、別記2別記様式1により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに補助事業者に報告するものとする。

第8 事業遂行状況の報告

交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに交付決定者（交付等要綱第9に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 報告又は指導

補助事業者は、間接補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

間接補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。